

改正案

- (統計局の所掌事務)
 第十三条 統計局は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の実施及び製表並びに国の行政機関又は地方公共団体の委託による統計調査の実施又は製表に関すること。
 - 二 二次的統計(各種の統計を加工することにより作成される統計をいう。第十六条において同じ。)の作成に関すること(他局及び他の行政機関の所掌に属するものを除く。)
 - 三 統計の作成及び利用に必要な情報の収集及び提供に関すること。
 - 四 統計局の情報システム及び次条第二号に掲げる事務に関する情報システムの整備及び管理に関すること。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、統計の作成、研究及び提供に関すること(他局及び他の行政機関の所掌に属するものを除く。)
 - 六 総務省において実施する統計調査の調整に関すること。
 - 七 国立国会図書館支部総務省統計図書館に関すること。
- 2 統計調査部は、前項第一号、第二号及び第六号に掲げる事務をつかさどる。
- (削る)

現行

- (統計局の所掌事務)
 第十三条 統計局は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 (同上)
 - 二 統計技術の研究に関すること。
 - 三 二次的統計(各種の統計を加工することにより作成される統計をいう。第十六条において同じ。)の作成に関すること(他の行政機関の所掌に属するものを除く。)
 - 四 (同上)
 - 五 (同上)
 - 六 前各号に掲げるもののほか、統計の作成、研究及び提供に関すること(他の行政機関の所掌に属するものを除く。)
 - 七 (同上)
 - 八 (同上)
- 2 統計調査部は、前項第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事務並びに次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 事業所母集団データベース(統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第八項に規定する事業所母集団データベースをいう。以下同じ。)を構成する

(傍線部分は改正部分)

(削る)

(参事官)

第十九条 大臣官房に参事官十人(うち三人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)を置く。

2 (略)

(情報通信国際戦略局に置く課等)

第六十七条 情報通信国際戦略局に次の七課及び参事官三人(うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)を置く。

情報通信政策課
技術政策課
通信規格課
宇宙通信政策課
国際政策課
国際経済課
国際協力課

(統計局に置く課等)

第一百十条 統計局に、統計調査部に置くもののほか、次の三課及び統計情報システム管理官一人を置く。

総務課

統計作成支援課

統計利用推進課

2 統計調査部に、次の四課を置く。

調査企画課

国勢統計課

経済統計課

事業所に関する情報の収集及び提供に関すること。
二 事業所母集団データベースに係る情報システムの整備及び管理に関すること。

(参事官)

第十九条 大臣官房に参事官九人(うち三人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)を置く。

2 (略)

(情報通信国際戦略局に置く課等)

第六十七条 情報通信国際戦略局に次の七課及び参事官三人(うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)を置く。

情報通信政策課
技術政策課
通信規格課
宇宙通信政策課
国際政策課
国際経済課
国際協力課

(統計局に置く課)

第一百十条 統計局に、統計調査部に置くもののほか、次の二課を置く。

総務課

統計情報システム課

(新設)

2 統計調査部に、次の五課を置く。

調査企画課

国勢統計課

経済統計課

消費統計課

(総務課の所掌事務)

- 第百十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 統計局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
 - 二 統計研究研修所の組織及び運営一般に関すること。
 - 三 独立行政法人統計センターの組織及び運営一般に関すること。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、統計局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(統計作成支援課の所掌事務)

第百十二条 統計作成支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 統計の作成に必要な情報の収集及び提供に関すること。
- 二 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査に係る調査票情報(統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第十一项に規定する調査票情報をいう。)(の二次利用及び提供並びに委託による当該調査票情報を利用した統計の作成及び統計的研究に関すること)。
- 三 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査に係る匿名データ(統計法第二条第十二項に規定する匿名データをいう。)の作成及び提供に関すること。

(統計利用推進課の所掌事務)

第百十三条 統計利用推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

経済基本構造統計課
消費統計課

(総務課の所掌事務)

第百十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (同上)

- 二 統計研究研修所の組織及び運営一般に関すること。

- 三 (同上)

- 四 (同上)

(統計情報システム課の所掌事務)

第百十二条 統計情報システム課は、次に掲げる事務(統計調査部の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

- 一 統計の作成及び利用に必要な情報の収集及び提供に関すること。
- 二 統計局の情報システム及び第十四条第二号に掲げる事務に関する情報システムの整備及び管理に関すること。
- 三 統計に関する図書の編集及び刊行を行うこと。
- 四 統計局の広報に関する事務の取りまとめに関すること。
- 五 国立国会図書館支部総務省統計図書館に関すること。

第百十三条から第百十五条まで 削除

- 一 統計の利用に必要な情報の収集及び提供に関すること。
- 二 統計に関する図書編集及び刊行を行うこと。
- 三 統計局の広報に関する事務の取りまとめに関すること。
- 四 国立国会図書館支部総務省統計図書館に関すること。

(統計情報システム管理官の職務)

第百十四条 統計情報システム管理官は、統計局の情報システム及び第十四条第二号に掲げる事務に関する情報システムの整備及び管理に関する事務をつかさどる。

第百十五条 削除

(調査企画課の所掌事務)

第百十六条 調査企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 統計調査部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
 - 二 国の行政機関又は地方公共団体の委託による統計調査の実施又は製表に関すること。
- (削る)
- 三 二次的統計の作成に関すること(国勢統計課及び消費統計課の所掌に属するものを除く)。
 - 四 総務省において実施する統計調査の調整に関すること。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、統計調査部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(経済統計課の所掌事務)

(調査企画課の所掌事務)

第百十六条 調査企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 統計技術の研究に関すること。
- 四 (同上)
- 五 (同上)
- 六 (同上)

(経済統計課の所掌事務)

第一百八条 経済統計課は、事業所及び企業に関する統計調査の実施及び製表に関する事務をつかさどる。

(削る)

(統計企画管理官等)
第二百十条 本省に、統計企画管理官一人、統計審査官三人、国際統計管理官一人、恩給企画管理官一人及び恩給業務管理官一人を置く。

2 4 (略)

- 5 恩給企画管理官は、政策統括官のつかさどる職務のうち次に掲げる事務を助ける。
- 一 恩給に関する事務の総括に関すること。
 - 二 恩給制度に関する企画及び立案に関すること。
 - 三 恩給の支給及び恩給に関する事務の処理に係る経費の予算及び決算に関すること。

第一百八条 経済統計課は、事業所及び企業に関する統計調査の実施及び製表に関する事務(経済基本構造統計課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(経済基本構造統計課の所掌事務)

第一百八条の二 経済基本構造統計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 事業所及び企業の基本的な構造に関する統計調査(全数調査に限る。)の実施及び製表に関すること。

二 製造業、卸売・小売業、飲食店又はサービス業を営む個人企業の経営の実態を明らかにすることを目的とする基幹統計(統計法第二条第四項に規定する基幹統計をいう。)に係る基幹統計調査(同条第六項に規定する基幹統計調査をいう。)の実施及び製表に関すること。

三 事業所母集団データベースを構成する事業所に関する情報の収集及び提供に関すること。

四 事業所母集団データベースに係る情報システムの整備及び管理に関すること。

(統計企画管理官等)

第二百十条 本省に、統計企画管理官一人、統計審査官三人、国際統計管理官一人、恩給企画管理官一人、恩給審査官一人及び恩給業務管理官一人を置く。

2 4 (略)

- 5 恩給企画管理官は、政策統括官のつかさどる職務のうち次に掲げる事務を助ける。
- 一 (同上)
 - 二 (同上)
 - 三 (同上)

- 四 恩給の支給に要する資金の交付に関する事
 - 五 恩給に関する事務に係る会計に関する事
 - 六 恩給を受ける権利の裁定に関する事
 - 七 号及び第二号に掲げるものを除く。
 - 八 恩給に関する審査請求及び訴訟に関する事
 - 九 恩給に関する相談に関する事
 - 十 恩給審査会の庶務に関する事
- (削る)

- 6| 恩給業務管理官は、政策統括官のつかさどる職務のうち次に掲げる事務を助ける。
- 一 恩給証書の作成及び交付に関する事
 - 二 恩給の受給権調査に関する事
 - 三 恩給の支給に関する事(前項第三号、第四号、第七号及び第八号に掲げるものを除く。)
 - 四 恩給に関する事務の処理に関する情報システムの整備及び管理に関する事
 - 五 恩給の統計に関する事
 - 六 恩給の原書の整理及び保管に関する事

(設置)
 第二百二十六条 本省に、次の施設等機関を置く。
 自治大学校
 情報通信政策研究所
 統計研究所

(統計研修所)
 第三百三十一条 統計研修所は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 四 (同上)
- 五 (同上)
- (新設)
- 六 (同上)
- 七 (同上)
- 八 (同上)

- 6| 恩給審査官は、政策統括官のつかさどる職務のうち恩給を受ける権利の裁定に関する事務(前項第六号から第八号まで並びに次項第一号及び第二号に掲げるものを除く。)を助ける。
- 7| 恩給業務管理官は、政策統括官のつかさどる職務のうち次に掲げる事務を助ける。
- 一 (同上)
 - 二 (同上)
 - 三 恩給の支給に関する事(第五項第三号、第四号、第六号及び第七号に掲げるものを除く。)
 - 四 (同上)
 - 五 (同上)
 - 六 (同上)

(設置)
 第二百二十六条 本省に、次の施設等機関を置く。
 自治大学校
 情報通信政策研究所
 統計研究所

(統計研修所)
 第三百三十一条 統計研修所は、国家公務員及び地方公務員に対する統計に関する研修を行うことをつかさどる。

一 統計技術の研究に関すること。

二 国家公務員及び地方公務員に対する統計に関する研修を行うこと。

2 統計研究研修所の位置及び内部組織は、総務省令で定める。

(文教研修施設の指定)

第百三十二条 自治大学校、情報通信政策研究所及び統計研究研修所は、総務省設置法第四条第一項第九十三号に規定する政令で定める文教研修施設とする。

附 則

(政策統括官の職務の特例)

第七条 政策統括官は、第十四条各号に掲げる事務のほか、相当の間、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一 国家公務員共済組合連合会の長期給付の決定に関する審理に関すること。

二 国会議員の互助年金及び互助一時金(以下「国会議員互助年金等」という。)を受ける権利の裁定並びにこれらの支給及び負担に関すること。

(大臣官房参事官の設置期間の特例)

第八条 第十九条第一項の参事官のうち一人は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

(大臣官房総務課の所掌事務の特例)

第九条 (略)

(削る)

(新設)

(新設)

2 統計研修所の位置及び内部組織は、総務省令で定める。

(文教研修施設の指定)

第百三十二条 自治大学校、情報通信政策研究所及び統計研究研修所は、総務省設置法第四条第一項第九十三号に規定する政令で定める文教研修施設とする。

附 則

(政策統括官の職務の特例)

第七条 (同上)

一 (同上)

二 (同上)

(新設)

(大臣官房総務課の所掌事務の特例)

第八条 (略)

(自治行政局市町村課の設置期間の特例)

第九条 自治行政局市町村課は、平成二十九年三月三十

(情報流通行政局郵政行政部企画課の所掌事務の特例)

第十八条 情報流通行政局郵政行政部企画課は、第八十七条各号に掲げる事務のほか、郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号。以下この号及び附則第二十二條において「整備法」という。)及び附則第四十二條第二項の規定により読み替えて適用される同條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二條の規定による廃止前の日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)第五十八條第一項の規定に基づく検査に關すること。
- 二 郵政民営化法に規定する事務(情報流通行政局郵政行政部貯金保険課の所掌に屬するものを除く。)を行うこと。

(恩給企画管理官の職務の特例)

第二十条 恩給企画管理官は、第二百二十條第五項各号に掲げる事務のほか、当分の間、政策統括官のつかさどる職務のうち次に掲げる事務を助ける。

- 一 国家公務員共済組合連合会の長期給付の決定に關する審理に關すること。
- 二 国会議員互助年金等に関する事務の総括に關すること。
- 三 国会議員互助年金等を受ける権利の裁定並びにこれらの支給及び負担に關する企画及び立案に關すること。
- 四 国会議員互助年金等の支給及び国会議員互助年金

一日まで置かれるものとする。

(情報流通行政局郵政行政部企画課の所掌事務の特例)

第十八条 情報流通行政局郵政行政部企画課は、第八十七条各号に掲げる事務のほか、郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号。以下この号及び附則第二十三條において「整備法」という。)及び附則第四十二條第二項の規定により読み替えて適用される同條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二條の規定による廃止前の日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)第五十八條第一項の規定に基づく検査に關すること。
- 二 (同上)

(恩給企画管理官の職務の特例)

第二十条 恩給企画管理官は、第二百二十條第五項各号に掲げる事務のほか、当分の間、政策統括官のつかさどる職務のうち次に掲げる事務を助ける。

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)

等に関する事務の処理に係る経費の予算及び決算に
関すること。

五 国会議員互助年金等の支給に要する資金の交付に
関すること。

六 国会議員互助年金等に関する事務に係る会計に関
すること。

七 国会議員互助年金等を受ける権利の裁定に関する
こと（次条第一号及び第二号に掲げるものを除く）。

八 国会議員互助年金等に関する審査請求及び訴訟に
関すること。

九 国会議員互助年金等に関する相談に関すること。

（削る）

（恩給業務管理官の職務の特例）

第二十一条 恩給業務管理官は、第二百二十条第六項各号
に掲げる事務のほか、当分の間、政策統括官のつかさ
どる職務のうち次に掲げる事務を助ける。

一 国会議員の互助年金証書の作成及び交付に関する
こと。

二 国会議員の互助年金の受給権調査に関すること。

三 国会議員互助年金等の支給に関すること（前条第
四号、第五号、第八号及び第九号に掲げるものを除

四（同上）

五（同上）

（新設）

六（同上）

七（同上）

（恩給審査官の職務の特例）

第二十一条 恩給審査官は、第二百二十条第六項に規定す
る事務のほか、当分の間、政策統括官のつかさどる職
務のうち次に掲げる事務を助ける。

一 国家公務員共済組合連合会の長期給付の決定に関
する審理に関すること。

二 国会議員互助年金等を受ける権利の裁定に関する
こと（前条第六号及び第七号並びに次条第一号及び
第二号に掲げるものを除く）。

（恩給業務管理官の職務の特例）

第二十二条 恩給業務管理官は、第二百二十条第七項各号
に掲げる事務のほか、当分の間、政策統括官のつかさ
どる職務のうち次に掲げる事務を助ける。

一（同上）

二（同上）

三 国会議員互助年金等の支給に関すること（附則第
二十条第三号、第四号、第六号及び第七号に掲げる

- く。）。
四 国会議員互助年金等に関する事務の処理に関する情報システムの整備及び管理にすること。
五 国会議員互助年金等の統計にすること。
六 国会議員互助年金等の原書の整理及び保管に関すること。

（情報通信行政・郵政行政審議会の所掌事務の特例）
第二十二條（略）

- ものを除く。）。
四（同上）
五（同上）
六（同上）

（情報通信行政・郵政行政審議会の所掌事務の特例）
第二十三條（略）